

第1章 計画の前提

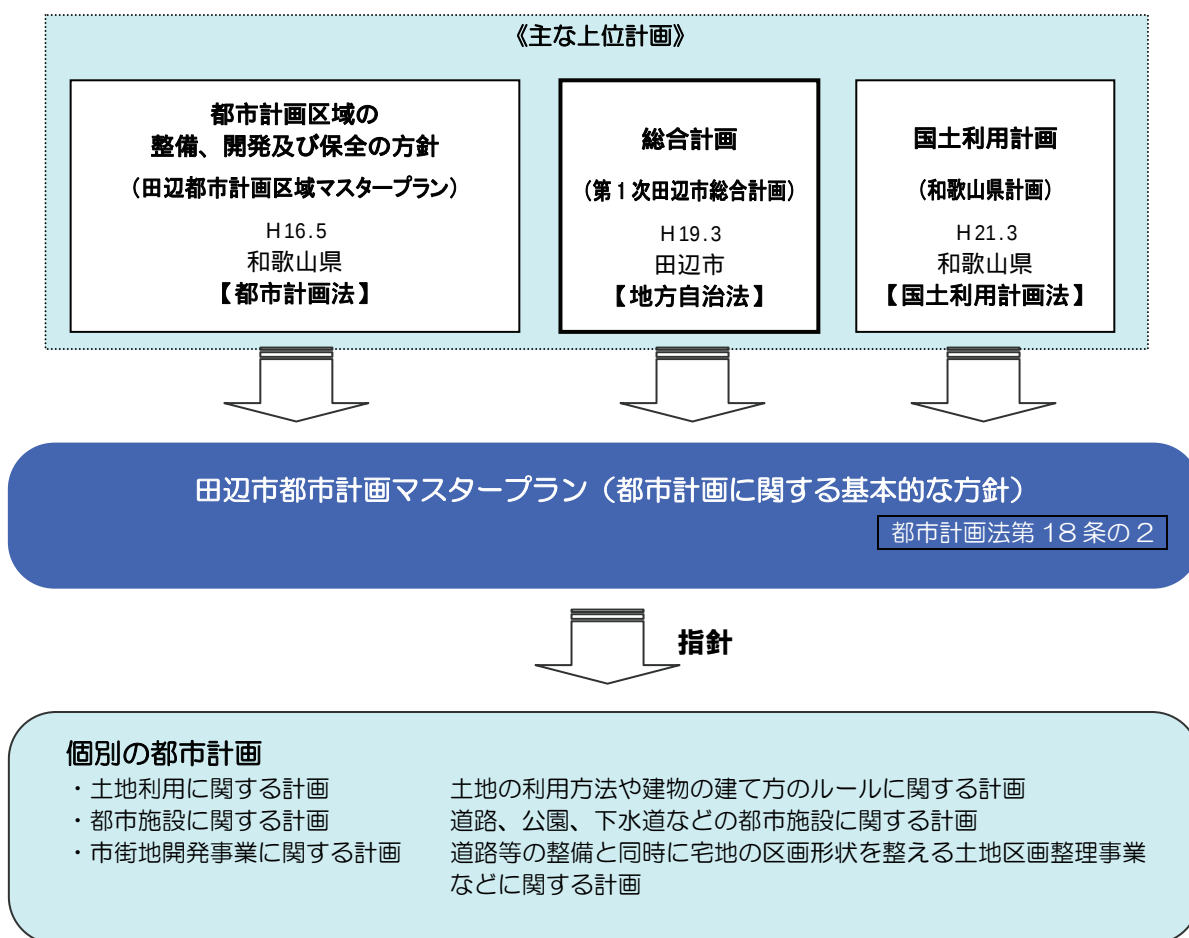
1 田辺市都市計画マスタープランの策定に際して

(1) 目的と役割

「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法に基づき、まちの将来像とその実現に向けた都市計画に関する基本的な方針をまとめたものです。

田辺市都市計画マスタープランは、市が定める最上位計画の「第1次田辺市総合計画」、県が定める「田辺都市計画区域マスタープラン」などの上位計画に即しつつ、社会経済情勢や市町村合併も含めた田辺市の沿革にも考慮し、住民の皆さまの意見を反映しながら作成しました。

この都市計画マスタープランは、本市の将来像を実現するための個別の都市計画の決定や変更の方針などを示しており、都市計画行政の行動指針となるものです。



(2) 目標年次

都市計画マスタープランは、概ね20年後のまちの将来を見据えながら、道路、公園や市街地の具体的なまちづくりの方針等については概ね10年後の整備目標を示すものとします。

なお、社会経済情勢の変化や総合計画などの上位計画の見直しにに応じて、適切な時期に、計画内容を変更するなど都市計画マスタープランの見直しを行います。

	現在 ▽	概ね 10 年後 ▽	概ね 20 年後 ▽	
総合計画	基本構想 (H19~28)		見直し	
	基本計画 (H19~23)	見直し	見直し	見直し
都市計画 マスタープラン	まちの将来像			
	まちづくりの方針等			

(3) 対象区域

対象区域は、市全体を視野に入れて各地域の位置づけを明らかにした上で、都市計画区域内での具体的の方針を示すものとし、現在の田辺都市計画区域とその周辺を対象とします。

上位計画である県策定の田辺都市計画区域マスタープランにおいて、現在の田辺都市計画区域の拡大及び除外についての方針が示されています。本都市計画マスタープランでは、土地利用の現況及び見通しなどを踏まえ、「都市計画区域のまとまりのイメージ」として方向づけるものとします。

<都市計画区域とは...>

都市計画区域は、都市生活や機能的な都市活動を確保するため、都市計画を策定する区域であり、自然的・社会的条件等を勘案し、都市として総合的に整備・開発及び保全する必要がある区域のことです。

具体的には、都市計画区域内では、宅地造成などの開発行為や建築行為に対して一定のルールを課すことにより、秩序ある土地利用の実現を目指すとともに、道路、公園などの都市施設を計画的に整備することによって、都市が備えるべき、安全性、快適性及び利便性を確保することを目指すことになります。

なお、都市施設の整備などの都市計画事業を実施するために要する費用に充てる市税として都市計画税があり、目的税として課税のあり方の観点から検討を進めていきます。

(4) 計画の構成

都市計画マスタープランは、『全体構想』と『地域別構想』を中心に構成します。

『全体構想』では、田辺市全域を対象とした、まちの将来像とその実現のためのまちづくりの方針を、『地域別構想』では、田辺都市計画区域を6つの地域に分け、その地域毎に、より具体的なまちづくりの方策などをまとめるものとします。

2 田辺市都市計画マスタープランの策定の背景

(1) 市町村合併

近年、人口減少時代の到来や少子高齢化、国際化、高度情報化など、わが国を取り巻く社会環境は大きく変化しており、新しい時代への適切な対応を行っていくことが大きな課題となっています。

このような中、旧田辺市、旧龍神村、旧中辺路町、旧大塔村及び旧本宮町の5市町村が合併し、新たな『田辺市』が平成17年5月に誕生しました。

このため、新たな市域を対象として、都市計画の前提となる都市計画区域の見直しも視野に入れながら、市民の皆さまに理解しやすい形で、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた道筋を明らかにすることが必要となっています。

【田辺市の誕生（市町村合併）】

	行政区域	都市計画区域	
旧田辺市	13,654ha	4,143ha	田辺都市計画区域
旧龍神村	25,513ha	—	
旧中辺路町	21,195ha	—	
旧大塔村	21,906ha	—	
旧本宮町	20,406ha	—	
計	102,674ha	4,143ha	

資料：田辺市市勢要覧統計資料編 2008.3



(2) 上位計画

1) 第1次田辺市総合計画（H19.3）

第1次田辺市総合計画は、市町村合併の際に作成した「市町村建設計画」を尊重しつつ、都市計画に関連する事項として主に以下のことを位置づけています。

<基本理念>

「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」

<将来像>

「自然と歴史を生かした 新地方都市 田辺」

<重点プロジェクト>

◆防災強化プロジェクト

発生が予測される東南海・南海地震をはじめとする自然災害に備え、防災基盤や情報基盤の整備などを図り、地域における災害対応力をはぐくむ

◆環境創造プロジェクト

世界遺産や自然環境を後世へ引き継ぐとともに、自然に配慮した豊かな環境を創造する

◆産業振興プロジェクト

交流型観光の推進や産業間の有機的な連携を進め、多様な資源と地域の特性を生かした新産業づくりを行う

◆地域再生プロジェクト

空洞化する市街地や過疎化・高齢化が進む山村地域などの再生のため、若者層を中心とした定住促進と交流人口の増大促進のための環境整備を進める

2) 田辺都市計画区域マスタープラン（H16.5）

和歌山県都市計画マスタープランは、県の都市計画の基本方針、圏域別、都市計画区域別と3種類でできています。そして、田辺都市計画区域マスタープラン（田辺都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）では、主に以下のことを位置づけています。

<田辺市や白浜町など6市町を含む田辺圏域の将来像>

太陽と大洋 & ^{そして} 確かな都市機能が融合した紀南中核圏域

◆「田辺」を中心として生活拠点群がネットワークする圏域

◆温泉・まち・農・海・森を活かす体験交流圏域

◆優れた農業と海山の幸を活かす、あじわい発信圏域

<田辺都市計画区域での都市づくりの基本理念>

◆コンパクトなまちづくり

◆交流による活力あるまちづくり

◆安全・安心なまちづくり

◆環境共生のまちづくり

◆ひと・コミュニティを育むまちづくり

<田辺都市計画区域での具体的な方針>

◆都市計画区域の拡大・縮小

◆市街化区域と市街化調整区域の区分は行わない（現状維持）

◆用途地域の拡大を促す

3) 国土利用計画（和歌山県計画）（H21.3）

＜県土地利用の基本方針＞

- ◆土地の有効利用 適切な土地利用転換
- ◆自然的土地利用転換の抑制
- ◆安全で安心できる県土地利用
- ◆循環と共生を重視した県土地利用
- ◆美しくゆとりある県土地利用
- ◆地域の実情に即した取組の推進

＜地域類型別の基本方向＞

都市

- ◆コンパクトなまちづくり
- ◆災害に強い都市構造の形成
- ◆美しくゆとりある環境の形成

農山漁村

- ◆地域の特性を踏まえた生活環境の整備
- ◆無秩序な転用を抑制し、実情に即した計画的土地利用

自然維持地域

- ◆自然環境を保全すべき地域は、適正に保全
- ◆適正な管理の下で、自然体験学習の場として利用
- ◆都市と農山漁村との適切な関係構築

(3) まちづくりの沿革

我が国では、社会経済情勢などの変化に対応するため、情勢に応じてまちづくりの基本となる都市計画法などの法改正が行われてきました。本市でもこういった状況とまちの現状を踏まえ、まちづくりを進めてきました。

田辺市では、昭和44年の用途地域の指定から、法改正や土地利用動向の変化に伴う変更を行うなど土地利用規制を実施し、道路や公園などの都市施設の整備、中心市街地を中心とした市街地開発事業などを実施してきました。

基本的には、これらの事業について個別施策の実施を優先してきたことから、田辺市の都市計画の行動指針となる市町村マスタープランは合併以前も含め、未策定となっていました。

【まちづくりの沿革】

年度	都市計画に関わる主な法改正	田辺市での主な経過
1968 (S43)	新都市計画法の制定 ・用途地域（8種類に細分化） など	都市計画区域の指定（S8） ・旧田辺町 都市計画区域の変更（S29） ・旧新庄村合併に伴う区域変更 現在の都市計画区域の原形となる。 国道42号の開通（S43） ・元町明洋中学校前～礪坂 当時の市街地外縁部に幹線道路が開通 用途地域の指定（S44） ・用途地域（5種類）を指定 用途地域の変更（S48） ・新都市計画法による用途地域（7種類）を指定 <u>区域を拡大</u>
1980 (S55)	都市計画法及び建築基準法の改正 ・地区計画制度の導入	都市計画道路駅前扇ヶ浜線開通（S56） ・田辺大通り（下屋敷町～扇ヶ浜間） 国道42号田辺バイパスの開通（S60） ・秋津町青木～新庄町田鶴間 郊外での大型小売店舗の立地が進展
1992 (H4)	都市計画法及び建築基準法の改正 ・市町村マスタープランの創設 ・用途地域（12種類に細分化）	用途地域の変更（H8） ・H4改正の都市計画法による用途地域指定（9種類） 沿道区画整理型街路事業の実施 ・都市計画道路と街並みを整備 <u>アオイ地区、銀座地区（H7～H12）</u> <u>海蔵寺地区（H15～H21）</u>
2000 (H12)	都市計画法大改正 ・非線引き都市計画区域での都市計画区域マスタープランの創設 ・特定用途制限地域の創設 など	
2002 (H14)	都市計画法改正 ・都市計画案の提案制度の創出	熊野古道などの世界遺産登録（H16） ・「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録 〔和歌山県都市計画区域マスタープランの策定（H16）〕 ・県が広域的な観点から都市計画の基本方針を策定 <u>コンパクトなまちづくりを明記</u> 市町村合併（5市町村）（H17） ・近畿で最も広大な市域を有する田辺市の誕生 近畿自動車道紀勢線南紀田辺インターチェンジの開通（H19） ・広域交通網が飛躍的に向上 〔和歌山県景観条例制定（H20）〕 ・県が地域の個性ある和歌山県らしい景観をつくり保全していくための条例を策定 田辺市中心市街地活性化基本計画の認定（H21.3） ・活性化の基本を「人の確保」として、交流人口と定住人口の増大のための取り組みを計画
2006 (H18)	都市計画法及び建築基準法の改正 ・大規模集客施設の無秩序な立地抑制 ・広域調整の仕組みの創設 など 中心市街地活性化法の改正 ・国による「選択と集中」の仕組みが導入 ・活性化基本計画の認定制度化 ・活性化協議会の法定化	